

# 人材サービス総合サイトを積極的にご利用ください！

**令和3年3月29日から情報提供機能を拡充し  
事業者が提供した実績を元に、利用者が事業者を選べる仕様になります**

厚生労働省の運営する人材サービス総合サイトの機能を令和3年3月29日から拡充します。

事業者が職業紹介の実績などの情報を提供すると、求人者・求職者が職業紹介事業者を正しく、簡単に選択しやすくなります。

人手不足が特に顕著な医療・介護・保育分野の職業紹介事業は、紹介手数料額や採用後の早期離職などの課題が医療機関などを通じて寄せられています。ぜひご協力ください。

## 1. 手数料および離職率の実績に関する情報提供【新規拡充】

### サービス拡充のポイント

職業紹介事業者が提供した紹介手数料の実績や採用後の離職率の実績を、利用者（求人者・求職者）に公表します。

利用者にとって、職業紹介事業者を選択しやすくなります。

### 事業者の皆さまへのお願い

医療・介護・保育分野の中でも、以下の8つの職種に紹介実績のある事業者の皆さまは、積極的にご利用ください。

- ①医師、②歯科医師、獣医師、薬剤師、③保健医療サービスの職業、④看護師、准看護師、⑤保健師、助産師、⑥医療技術者、⑦介護サービスの職業、⑧保育士。

### 入力画面（イメージ）

「人材サービス総合サイト」より、以下の項目をご入力ください。

取扱業務の職種	手数料実績率又は額※1				離職率※2				
1. 医師	令和	03	年度	50.0 %	令和	02	年度	5.0 %	削除
2. 歯科医師、獣医師、薬剤師	令和	03	年度	45.0 %	令和	02	年度	4.5 %	削除
3. 保健医療サービスの職業	令和	03	年度	40.0 %	令和	02	年度	4.0 %	削除
4. 看護師、准看護師	令和	03	年度	35.0 %	令和	02	年度	3.5 %	削除
5. 保健師、助産師	令和	03	年度	30.0 %	令和	02	年度	3.0 %	削除
6. 医療技術者	令和	03	年度	25.0 %	令和	02	年度	2.5 %	削除
7. 介護サービスの職業	令和	03	年度	20.0 %	令和	02	年度	2.0 %	削除
8. 保育士	令和	03	年度	15.0 %	令和	02	年度	1.5 %	削除

①および③ 可能な限り最新の年度の実績を入力してください

② 当該職種で貴社が紹介し就職した者の1人あたりの手数料率（%）または手数料額（円）の実績平均を入力してください

④ 当該職種で貴社が紹介し就職した者のうち、無期雇用のうち6か月以内に離職した者の離職率を入力してください

## 2. 職業紹介の実績などの情報提供【継続】

2018年（平成30年）1月1日以降、職業紹介事業者は、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」で、**職業紹介の実績に関する下記①～⑦の情報提供を行うことが義務付けられています。**

なお、人材サービス総合サイトに掲載する場合は、掲載内容に誤りが無いかよくご確認の上、掲載してください。

### 情報提供が必要な事項・方法

「人材サービス総合サイト」より情報をご提供ください。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>

	情報提供が必要な事項	情報提供の方法
①	各年度（各年の4月1日～翌年の3月31日）に就職した者の数	「人材サービス総合サイト」に入力
②	①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）の数	
③	②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数（※） ※離職者数の調査が必要ですが、返戻金制度に基づき手数料を返戻などした者の数を集計することにより離職者数を集計しても差し支えありません。	
④	②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか判明しなかった者の数	
⑤	手数料に関する事項（手数料表の内容）	「人材サービス総合サイト」で以下のいずれかを実施 ・PDFの登録 ・自社ホームページのURLを登録 変更があれば速やかに更新してください。
⑥	返戻金制度（※）の導入の有無および導入している場合はその内容 ※就職から一定期間以内に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度その他これに準ずる制度	
⑦	その他、職業紹介事業者の選択に資すると考えられる情報【任意】	

### 情報提供する時期

①～④の情報提供は、下表の時期・期間に掲載する必要があります。

	情報の内容	掲載開始・更新時期	掲載期間
①	各年度の就職者数	翌年度の4月1日～4月30日	原則2年6か月
②	各年度の無期雇用就職者数	翌年度の4月1日～4月30日	原則2年6か月
③	②のうち、6か月以内離職者数	翌年度の10月1日～12月31日	原則2年間
④	②のうち、6か月以内に離職したかどうか不明な者の数	翌年度の10月1日～12月31日	原則2年間



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局

# 人材サービス総合サイト入力方法



●当サイトは、Internet Explorer11、Google Chrome75、Microsoft Edge44で動作の確認を行っています

●職業紹介事業の運営「法第32条の16第3項に関する事項(情報提供)」についての入力事例のご照会はこちら↓

●職業紹介事業に関する情報提供(職業安定法改正)の入力(ログイン)はこちらから！

●職業紹介事業の運営「法第32条の16第3項に関する事項(情報提供)」についてのご案内はこちら↓

●臨時メンテナンスについて  
人材サービス総合サイトについて、臨時メンテナンスのため、令和3年3月25日(木)12:00から令和3年3月29日(月)8:00までの間、サービスを停止します。  
メンテナンス中はサービスをご利用いただけません。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いします。



①「掲載の申込・職業紹介事業」をクリックします。



職業紹介事業者の認証を行います。  
厚生労働省職業安定局より通知しておりますユーザIDおよびパスワードを入力し、ログインボタンをクリックしてください。  
ユーザIDおよびパスワードに関してご質問がございましたら手続きを行った都道府県労働局へお問い合わせください。

需給調整事業関係業務担当窓口一覧 <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyuu/syokukai/madoguchi.html>

②許可時に都道府県労働局から通知されているユーザーID及びパスワードを入力し「ログイン」ボタンをクリックします。

※紛失した場合は、再発行の手続きが必要のため、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

## ログイン後の画面

③情報に誤りがなければ「申込」ボタンをクリックします。

## 掲載申込(職業紹介)画面入力方法

### 取扱業務の職種別の手数料実績率および離職率

この項目は、1.医師、2.歯科医師、獣医師、薬剤師、3.保健医療サービスの職業、4.看護師、准看護師、5.保健師、助産師、6.医療技術者、7.介護サービスの職業、8.保育士の職種について取扱い実績がある場合に、取扱い職種ごとの平均手数料実績率又は額および離職率を入力してください。

取扱業務の職種	手数料実績率又は額※1		離職率※2		
<input type="text"/>	<input type="text"/>	年度 <input type="text"/>	<input type="text"/>	年度 <input type="text"/>	削除

#### ④必要事項を入力してください。

当該職種において、貴社が紹介し就職した者の1人あたりの手数料率又は額を記入してください。  
 手数料実績率(%)の場合、小数点は1桁までとなります。なお、上限が99.9%となります。99.9%以上の場合は、99.9%と入力してください。  
 また、月取等ではなく、年取との比率で入力してください。

※2「離職率」について

当該職種において、貴社が紹介し就職した者で、無期雇用のうち6ヶ月以内に離職した者(解雇者を除く)の離職率を入力してください。  
 小数点は1桁までとなります。なお、上限が99.9%となります。99.9%以上の場合は、99.9%と入力してください。

追加

必要があれば「追加」ボタンをクリックし、列を追加してください。

#### ⑤入力が終わったら「申込」ボタンをクリックしてください。



### ホームページへの掲載申込み 職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項(情報提供)」

以下の内容で申し込みをします。よろしければ、申込ボタンを押してください。

#### ホームページへのリンク

- 参考情報の提供
- 手数料に関する事項
- 返戻金制度に関する事項

URL : <http://www.teshore.com>

### 職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項(情報提供)」

情報登録年度	就職者			離職者数 (人)	離職が判明せず (人)
	4ヶ月以上有期及び無期 (人)	4ヶ月以上有期及び無期 (人) うち無期(人)	4ヶ月未満有期 (人)		
平成29年度	-	-	-	-	-
平成30年度	-	-	-	-	-
平成31年度	5	5	0	0	0

### 取扱業務の職種別の手数料実績率および離職率

取扱業務の職種	手数料実績率又は額		離職率	
1.医師	令和03年度	50	令和02年度	3.5%
2.歯科医師、獣医師、薬剤師	令和03年度	45	令和02年度	3.0%
3.保健医療サービスの職業	令和03年度	40	令和02年度	2.5%
4.看護師、准看護師	令和03年度	35.0%	令和02年度	3.0%
5.保健師、助産師	令和03年度	30.0%	令和02年度	2.0%
6.医療技術者	令和03年度	25.0%	令和02年度	1.5%
7.介護サービスの職業	令和03年度	20.0%	令和02年度	1.5%
8.保育士	令和03年度	15.0%	令和02年度	1.5%

#### ⑥内容に誤りがなければ「申込」ボタンをクリックします。

※申込ボタンクリック後即時に反映されます。



## よくある問い合わせ

Q.人材サービス総合サイトのデータの更新はいつですか。

A.月に1度(毎月10日前後)の更新となります。

Q.住所変更届を労働局に提出しましたが、いつ反映されますか。

A.1~2ヶ月お待ちください。

Q.掲載の申込(職業紹介事業)で事業所毎の入力ができません。

A.事業所毎の入力は出来ません。就職者等は事業主でまとめて入力をお願いします。

Q.入力を間違えて掲載申込しまい、反映されてしまいました。

A.上書きされますので、再度正しい申請をしてください。

Q.今月許可を受けましたが、ログインができません。

A.新規許可の事業所につきましては、毎月15日から入力可能となります。

Q.労働局からもらったIDとパスワードでログインができません。

A.事業主が移管したり、過去に紛失等でID・PWを再発行をした場合、以前のID・PWは使用できないため、最新のものを入力してください。また、大文字小文字を正確に半角英数字で入力をお願いします。

Q.アップロードしたいPDFがエラーになり申込ができません。

A.記号やスペースがファイル名に入っているとエラーになります。名称を変更して再度アップロードしてください。

Q.就職者等を入力しましたが、「数字で入力してください」と表示されます。

A.全角ではなく、半角で入力してください。

## 【問い合わせ先】 都道府県労働局

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	京 都	需給調整事業課	075-241-3225
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	大 阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245
山 形	需給調整事業室	023-676-4618	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	島 根	職業安定課	0852-20-7017
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
東 京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	高 知	職業安定課	088-885-6051
富 山	需給調整事業室	076-432-2718	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
石 川	需給調整事業室	076-265-4435	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
長 野	需給調整事業室	026-226-0864	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛 知	需給調整事業第二課	052-685-2555	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637
三 重	需給調整事業室	059-226-2165			